セーフティーネット保証２号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第２条第５項第２号】（事業活動の制限）

● 対象中小企業者（認定要件）

（１）当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が２０％以上で、当該事業活動の制限を受けた後の３か月間の売上高等が前年同期比マイナス１０％以上の見込みである中小企業者。

（２）当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が２０％以上で、当該事業活動の制限を受けた後の３か月間の売上高等が前年同期比マイナス１０％以上見込みである中小企業者。

● 申請に必要なもの

（１）認定申請書　１部

（２）売上高等チェックシート（指定様式）※事前に計算してください。　１部

（３）中小企業信用保険法第２条第５項第２号の規定による認定申請に関わる誓約書　１部

（４）委任状（代理申請の場合）　１部

（５）事業所の実在が確認できる書類

○法　　人

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後３か月以内の原本又は写し

○個人事業主

青色申告決算書一式または収支内訳書一式、開業届、許認可証等

（６）認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料（月次試算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳等）

（７）確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分）　１部

● 申請と認定の手続きについて

（１）上記書類がそろいましたら商工振興課窓口に提出してください。

（２）認定申請に当たっては、１週間ほど余裕をもってお申し込みください。
認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しください。

（３）委任状による金融機関の代行も可能です。

問い合わせ：あきる野市役所商工観光部商工振興課商工振興係
電話　０４２－５５８－１８６７（ダイヤルイン）
FAX　０４２－５５８－１１１９